

## 西宮市母子生活支援施設負担金滞納対策実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市における母子生活支援施設負担金（以下「負担金」という。）の滞納対策の実施について必要な事項を定め、滞納負担金の解消と適正な管理を図るものとする。

(督促)

第2条 納期限までに現年度分負担金の納付がない場合は、納期限の翌月 25 日までに「督促状（兼）催告書」（様式第 1 号）を送付し、負担金の督促を行う。

(催告)

第3条 負担金滞納者に対しては、納付促進のため、次の各号に掲げるところにより催告を行う。

- (1) 文書による催告
- (2) 電話による催告
- (3) 臨戸訪問による催告

(面談による催告)

第4条 前条各号に定める催告によっても納付しない者には、個別に出頭を求め、面談による催告を実施する。

(分納制度)

第5条 所得の減少等により負担金の納付が困難であると認められる者に対しては、次に掲げるところにより負担金の分割納付を適用することができる。また、その場合は、納入義務者に「母子生活支援施設負担金分納誓約書」（様式第 2 号）を提出させるものとする。

(1) 現年度分負担金の分納

毎月の分納額は、納入義務者の生活状況を詳細に聴取のうえ、当該年度で決定された負担金月額 **50%** を下回らない金額で決定する。

(2) 過年度分負担金の分納

毎月の分納額は、納入義務者の生活状況を詳細に聴取のうえ、分納期間が 2 年を超えない金額で決定する。

(3) 前各号に定める金額を下回って分納をすべき特別の事情が認められる場合は、別途対応することができる。

2 前項各号により適用した分納について、納入義務者の生活状況に改善が見られた場合は分納の取消、または分納額の増額を行う。

(滞納処分)

第6条 負担金を納付しない者があるときは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 56 条第 10 項の規定により滞納処分を実施する。

(滞納処分の運用基準)

第7条 滞納処分は、負担金を長期に渡り滞納している者のうち、催告に応じない者並びに納付の誓約をしても履行しない者を対象とする。

2 前項に定める者以外であっても、催告に全く応じないなど悪質な滞納者については滞納処分の対象とする。

(滞納処分の予告)

第8条 滞納処分を実施するにあたっては、対象者に対して「差押事前通知書」(様式第3号)を簡易書留郵便により送付する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。